

愛知県地域防災計画(風水害・原子力等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
1	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害・原子力等の災害に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>地域防災計画 - 風水害・原子力等災害対策計画 -</p> <p>(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「風水害・原子力等災害対策計画」編として、風水害・原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。</p> <p>(追加)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 4 節 災害の想定</p> <p>(3) 集中豪雨等異常降雨による災害</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>地域防災計画 - 風水害等災害対策計画 -</p> <p>(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。</p> <p><u>(2) この計画を効果的に推進するため、県及び市町村は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第 4 節 災害の想定</p> <p>(3) 集中豪雨等異常気象による災害</p>	<p>原子力災害対策計画策定</p> <p>原子力災害対策計画策定</p> <p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>
2	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 1 節 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機</p>	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 1 節 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定</p>	<p>原子力災害対策計画策定</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由				
4	<p>関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(22) <u>愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u></td> </tr> </table>	県	(22) <u>愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u>	<p>公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(22) <u>名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u></td> </tr> </table>	県	(22) <u>名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u>	表記の整理
県	(22) <u>愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u>						
県	(22) <u>名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u>						
6	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(5) <u>防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u></td> </tr> </table>	東海財務局	(5) <u>防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(5) <u>災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u></td> </tr> </table>	東海財務局	(5) <u>災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>	表記の整理
東海財務局	(5) <u>防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>						
東海財務局	(5) <u>災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>						
7	<table border="1"> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	東海農政局	(追加)	<table border="1"> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(12) <u>必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></td> </tr> </table>	東海農政局	(12) <u>必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>	対策の整備
東海農政局	(追加)						
東海農政局	(12) <u>必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>						
7	<table border="1"> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>(3) <u>被災地域において必要とされる災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</u></td> </tr> </table>	中部経済産業局	(3) <u>被災地域において必要とされる災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</u>	<table border="1"> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>(3) <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</u></td> </tr> </table>	中部経済産業局	(3) <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</u>	対策の整理
中部経済産業局	(3) <u>被災地域において必要とされる災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</u>						
中部経済産業局	(3) <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</u>						
8	<table border="1"> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(2) <u>気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u></td> </tr> </table>	名古屋地方気象台	(2) <u>気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u>	<table border="1"> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(2) <u>気象、地象(地震にあっては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u></td> </tr> </table>	名古屋地方気象台	(2) <u>気象、地象(地震にあっては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u>	表記の整理
名古屋地方気象台	(2) <u>気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u>						
名古屋地方気象台	(2) <u>気象、地象(地震にあっては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u>						
9	<table border="1"> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td>(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。</u></td> </tr> </table>	東海総合通信局	(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。</u>	<table border="1"> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td>(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。</u></td> </tr> </table>	東海総合通信局	(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。</u>	対策の整理
東海総合通信局	(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。</u>						
東海総合通信局	(6) <u>通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。</u>						
9	<table border="1"> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(1) <u>災害予防カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の<u>情報収集活動</u>を行う防災エキスパート制度を活用する。</u></td> </tr> </table>	中部地方整備局	(1) <u>災害予防カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の<u>情報収集活動</u>を行う防災エキスパート制度を活用する。</u>	<table border="1"> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(1) <u>災害予防カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況<u>把握</u>及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</u></td> </tr> </table>	中部地方整備局	(1) <u>災害予防カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況<u>把握</u>及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</u>	対策の整理
中部地方整備局	(1) <u>災害予防カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の<u>情報収集活動</u>を行う防災エキスパート制度を活用する。</u>						
中部地方整備局	(1) <u>災害予防カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況<u>把握</u>及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</u>						
10	<table border="1"> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	(追加)	(追加)	<table border="1"> <tr> <td>中部地方環境事務所</td> <td>(1) <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。</u></td> </tr> </table>	中部地方環境事務所	(1) <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。</u>	実施機関の追加
(追加)	(追加)						
中部地方環境事務所	(1) <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。</u>						

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）		改正案		改正理由
				(2) <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。</u>	実施機関の追加
	(追加)	(追加)	近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) <u>所管財産の使用に関する連絡調整を行う。</u> (2) <u>災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。</u> (3) <u>在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。</u>	
12	5 指定公共機関		5 指定公共機関		日本郵便株式会社に統合 郵便事業株式会社を統合し、名称変更
郵便事業株式会社	災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 <u>(1)被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</u> <u>(2)被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u> <u>(3)被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</u> <u>(4)被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</u>	(削除)	(削除)		
郵便局株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。	日本郵便株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、 <u>次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u>		

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）		改正案		改正理由
13				<p>(1)被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(2)被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3)被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(4)被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>	
14	<p>中部電力株式会社</p>	<p>(3)原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。</p>	<p>中部電力株式会社</p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力災害対策計画策定</p>
	<p>6 指定地方公共機関</p>		<p>6 指定地方公共機関</p>		
	<p>社団法人愛知県トラック協会</p>	<p>(略)</p>	<p>一般社団法人愛知県トラック協会</p>	<p>(略)</p>	<p>一般社団法人化</p>
	<p>社団法人愛知県医師会</p>	<p>(略)</p>	<p>公益社団法人愛知県医師会</p>	<p>(略)</p>	<p>公益社団法人化</p>
	<p>社団法人愛知県歯科医師会</p>	<p>(略)</p>	<p>一般社団法人愛知県歯科医師会</p>	<p>(略)</p>	<p>一般社団法人化</p>
	<p>社団法人愛知県薬剤師会</p>	<p>(略)</p>	<p>一般社団法人愛知県薬剤師会</p>	<p>(略)</p>	<p>一般社団法人化</p>
	<p>(追加)</p>	<p>(追加)</p>	<p>公益社団法人愛知県看</p>	<p>看護活動に協力する。</p>	<p>実施機関の追加</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 199 376 236"></td> <td data-bbox="376 199 1037 236">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 236 376 387"> 社団法人愛知県エルピーガス協会 </td> <td data-bbox="376 236 1037 387"></td> </tr> </table>		(略)	社団法人愛知県エルピーガス協会		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1059 199 1243 236">護協会</td> <td data-bbox="1243 199 1906 236"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 236 1243 387"> 一般社団法人愛知県LPガス協会 </td> <td data-bbox="1243 236 1906 387">(略)</td> </tr> </table>	護協会		一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	一般社団法人化
	(略)										
社団法人愛知県エルピーガス協会											
護協会											
一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)										
16	第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 1 節 防災協働社会の形成推進 1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り (略) (追加)	第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 1 節 防災協働社会の形成推進 1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り (略) <u>附属資料第 15「地域協働による防災・減災のための人材育成に関する協定書」</u>	対策の整備								
17	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 4 自主防災組織における措置 (1) 平常の活動 (追加)	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 4 自主防災組織における措置 (1) 平常時の活動 <u>オ 地域内の災害時要援護者の把握</u>	表記の整理 対策の整備								
18	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な機、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は <u>地域ボランティア支援本部</u> を設置する。 ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の <u>地域ボランティア支援本部</u> に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な機、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は <u>災害ボランティアセンター</u> を設置する。 ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の <u>災害ボランティアセンター</u> に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。	表記の整理								
	第 2 章 水害予防対策 第 4 節 河川防災対策	第 2 章 水害予防対策 第 4 節 河川防災対策									

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）			改正案			改正理由
25	1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (4) 河川情報の提供 水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネット配信を行う。（略）			1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (4) 河川情報の提供 水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。（略）			対策の整備
第3章 事故・火災等予防対策 主な機関の措置							
27	第2節 航空災害対策	中部国際空港株式会社	1(1)、1(2)（略） 1(3) <u>社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 1(4)（略） 1(5) <u>社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施</u>	第2節 航空災害対策	中部国際空港株式会社	1(1)、1(2)（略） 1(3) <u>公益社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 1(4)（略） 1(5) <u>一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施</u>	公益社団法人化 一般社団法人化
28		<u>愛知県名古屋空港事務所</u>	2(1)、2(2)（略） 2(3) <u>社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施</u> (追加) 2(4) 空港防災対策の実施		<u>県(名古屋空港事務所)</u>	2(1)、2(2)（略） 2(3) <u>公益社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 2(4) <u>日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施</u> 2(5) 空港防災対策の実施	公益社団法人化、 表記の整理
	第4節 道路災害対策	(略)	(略)	第4節 道路災害対策	(略)	(略)	
	第5節 放射性物質及び原子	<u>事業者</u>	1(1) <u>施設の不燃化等の推進</u> 1(2) <u>放射線による被ばくの</u>	(削除)	(削除)	(削除)	原子力災害対策計画策定

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）			改 正 案			改正理由
29	力災害予防対策		<u>予防対策の推進</u> 1(3) <u>施設等における放射線量の把握</u> 1(4) <u>自衛消防体制の充実</u> 1(5) <u>通報体制の整備</u> 1(6) <u>放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施</u> 1(7) <u>防災訓練等の実施</u>				
		<u>予防対策実施機関（事業者、市町村、県警察、県、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、名古屋地方气象台）</u>	2 <u>放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備</u>		(削除)	(削除)	
		<u>県</u>	3(1) <u>原子力事業者との通報・連絡体制の整備</u> 3(2) <u>平常時における環境放射線モニタリングの実施</u> 3(3) <u>国との連絡調整</u>		(削除)	(削除)	
		<u>愛知労働局、県、市町村</u>	4 <u>放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握</u>		(削除)	(削除)	
	第 6 節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	(略)	(略)	第 5 節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	(略)	(略)	
	第 7 節	(略)	(略)	第 6 節	(略)	(略)	

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由																								
30	<table border="1"> <tr> <td>高压ガス保安対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 8 節 火薬類保安対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 9 節 林野火災対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 10 節 地下街等の保安対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	高压ガス保安対策			第 8 節 火薬類保安対策	(略)	(略)	第 9 節 林野火災対策	(略)	(略)	第 10 節 地下街等の保安対策	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>高压ガス保安対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 7 節 火薬類保安対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 8 節 林野火災対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 9 節 地下街等の保安対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	高压ガス保安対策			第 7 節 火薬類保安対策	(略)	(略)	第 8 節 林野火災対策	(略)	(略)	第 9 節 地下街等の保安対策	(略)	(略)	
高压ガス保安対策																											
第 8 節 火薬類保安対策	(略)	(略)																									
第 9 節 林野火災対策	(略)	(略)																									
第 10 節 地下街等の保安対策	(略)	(略)																									
高压ガス保安対策																											
第 7 節 火薬類保安対策	(略)	(略)																									
第 8 節 林野火災対策	(略)	(略)																									
第 9 節 地下街等の保安対策	(略)	(略)																									
32	<p>第 2 節 航空災害対策</p> <p>1 中部国際空港株式会社における措置</p> <p>(3) <u>社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、<u>社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>(5) <u>社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、<u>社団法人愛知県歯科医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>2 <u>愛知県名古屋空港事務所</u>における措置</p> <p>(3) <u>社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施</u> 「災害時の医療救護に関する協定書」<u>、愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定</u>に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、<u>社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(4) 空港防災対策の実施</p>	<p>第 2 節 航空災害対策</p> <p>1 中部国際空港株式会社における措置</p> <p>(3) <u>公益社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、<u>公益社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>(5) <u>一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、<u>一般社団法人愛知県歯科医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>2 <u>県(名古屋空港事務所)</u>における措置</p> <p>(3) <u>公益社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、<u>公益社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>(4) <u>日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施</u> 「<u>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定</u>」に基づき、<u>医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>(5) 空港防災対策の実施</p>	<p>公益社団法人化</p> <p>一般社団法人化</p> <p>表記の整理 公益社団法人化、 表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																								

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由
34	(略) 第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策 (略)	(略) (第5節すべて削除)	原子力災害対策計画策定
36	第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 (略)	第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 (略)	表記の整理
37	第7節 高压ガス保安対策 (略)	第6節 高压ガス保安対策 (略)	表記の整理
	第8節 火薬類保安対策 (略)	第7節 火薬類保安対策 (略)	表記の整理
38	第9節 林野火災対策 (略)	第8節 林野火災対策 (略)	表記の整理
39	第10節 地下街等の保安対策 (略)	第9節 地下街等の保安対策 (略)	表記の整理
46	第4章 建築物等の安全化 第1節 交通・ライフライン関係施設対策 (追加)	第4章 建築物等の安全化 第1節 交通・ライフライン関係施設対策 10 下水道 <u>下水道事業者は、次の対策を実施する。</u> <u>(1) 主要施設の安全構造化</u> <u>主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。</u> <u>(2) 災害対策用資機材の確保</u> <u>災害対策用資機材を平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。</u> <u>(3) 自家発電設備等の整備</u> <u>常用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u>	対策の整備
56	第7章 地盤災害の予防 第1節 土地利用の適正誘導 県（建設部、関係部局）及び市町村における措置 (略)	第7章 地盤災害の予防 第1節 土地利用の適正誘導 県（関係部局）及び市町村における措置 (略)	実施主体の整理

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由			
64	<p>第9章 避難者・災害時要援護者対策 基本方針</p> <p>市町村にあっては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>主な機関の措置 (追加)</p>	<p>第9章 避難者・災害時要援護者対策 基本方針</p> <p>市町村にあっては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、<u>民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。</u>また、<u>災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1066 975 1904 1091"> <tr> <td data-bbox="1066 975 1285 1091">第7節 帰宅困難者支援 体制の整備</td> <td data-bbox="1285 975 1453 1091">県、市町村</td> <td data-bbox="1453 975 1904 1091">帰宅困難者支援体制の整備</td> </tr> </table>	第7節 帰宅困難者支援 体制の整備	県、市町村	帰宅困難者支援体制の整備	<p>対策の整理</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
第7節 帰宅困難者支援 体制の整備	県、市町村	帰宅困難者支援体制の整備				
66	<p>第2節 避難所の整備 市町村における措置</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>エ 指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。(略)</p> <p>第4節 避難に関する広報 市町村及び県(防災局、建設部、関係部局)における措置</p>	<p>第2節 避難所の整備 市町村における措置</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>エ 指定に当たっては、<u>原則として、</u>防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。(略)</p> <p>第4節 避難に関する広報 市町村及び県(防災局、建設部、関係部局)における措置</p>	<p>対策の整理</p>			

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
67	<p>(1) 避難場所等の広報 (追加) オ（略） 第 6 節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>(1) 避難場所等の広報 <u>オ 避難場所、避難所の区分</u> <u>カ（略）</u> 第 6 節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>対策の整理</p>
68	<p>(2) 在宅者対策 ア 災害時要援護者等の状況把握 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p>	<p>(2) 在宅者対策 ア 災害時要援護者等の状況把握 市町村は、<u>災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</u> <u>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整理</p>
69	<p>(追加)</p> <p>第 10 章 広域応援体制の整備 主な機関の措置</p>	<p><u>第 7 節 帰宅困難者支援体制の整備</u> <u>県(防災局)及び市町村における措置</u> (1) <u>公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u> (2) <u>県、当該市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</u></p> <p>第 10 章 広域応援体制の整備 主な機関の措置</p>	<p>対策の整備</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）			改正案			改正理由
70	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)～1(3)（略） 1(4) 防災活動拠点の確保	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)～1(3)（略） 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	対策の整備
71	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</p>			<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、<u>整備</u>に努めるものとする。</p>			対策の整備
73	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>主な機関の措置</p>			<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>主な機関の措置</p>			
73	第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、県警察	(1)～(4)（略） (追加)	第2節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、県警察	(1)～(4)（略） <u>(5) 過去の災害教訓の伝承</u>	対策の整備
73	第3節 防災のための教育	県 (追加)	(略) (追加)	第3節 防災のための教育	県 防災関係機関	(略) <u>3 防災教育の実施</u>	対策の整備
73	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県(防災局、各部署)及び市町村等における措置</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>			<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県(防災局、各部署)及び市町村等における措置</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力、<u>連携</u>のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>			対策の整理
74	<p>(2) 総合訓練</p> <p>上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。</p> <p>ウ 実施の方法</p>			<p>(2) 総合訓練</p> <p>上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は<u>連携</u>して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。</p> <p>ウ 実施の方法</p>			

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
75	<p>県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。</p> <p>また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。</p> <p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報 県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p> <p>また、災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p>	<p>県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、<u>又は連携して、</u>同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。</p> <p>また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。</p> <p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報 県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略)</p> <p>また、災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</u></p>	<p>対策の整理</p>
76	<p>附属資料第 15「防災啓発用資機材貸出要綱」 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>附属資料第 15「防災啓発用資機材貸出要綱」 <u>附属資料第 15「あいち防災キャラクター「防災ナマズン」着ぐるみ貸出要綱」</u> <u>附属資料第 15「防災啓発活動に関する覚書」</u></p> <p>(5) 過去の災害教訓の伝承</p> <p><u>県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</u></p> <p><u>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるように公開に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
77	<p>第 3 節 防災のための教育 (追加)</p>	<p>第 3 節 防災のための教育 3 防災関係機関における措置</p> <p><u>防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。</u></p>	<p>対策の整備</p>
	<p>第 3 編 災害応急対策</p>	<p>第 3 編 災害応急対策</p>	

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由						
81	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>基本方針</p> <p>知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心となる組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p>主な機関の措置</p>	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>基本方針</p> <p>知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心となる組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p>主な機関の措置</p>	<p>災害対策基本法の改正</p>						
81	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 432 356 748">第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td data-bbox="356 432 562 748">市町村</td> <td data-bbox="562 432 1034 748"> 2(1) 市町村災害対策本部の設置 2(2) 組織及び活動体制 2(3) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(4) 災害救助法が適用された場合の体制 2(5) 勤務時間外における体制の整備 </td> </tr> </table>	第1節 災害対策本部の設置・運営	市町村	2(1) 市町村災害対策本部の設置 2(2) 組織及び活動体制 2(3) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(4) 災害救助法が適用された場合の体制 2(5) 勤務時間外における体制の整備	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1066 432 1225 748">第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td data-bbox="1225 432 1431 748">市町村</td> <td data-bbox="1431 432 1904 748"> (削除) 2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(3) 災害救助法が適用された場合の体制 (削除) </td> </tr> </table>	第1節 災害対策本部の設置・運営	市町村	(削除) 2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(3) 災害救助法が適用された場合の体制 (削除)	<p>表記の整理</p>
第1節 災害対策本部の設置・運営	市町村	2(1) 市町村災害対策本部の設置 2(2) 組織及び活動体制 2(3) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(4) 災害救助法が適用された場合の体制 2(5) 勤務時間外における体制の整備							
第1節 災害対策本部の設置・運営	市町村	(削除) 2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部設置の県等への報告 2(3) 災害救助法が適用された場合の体制 (削除)							
82	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 県災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置・廃止基準</p> <p>(表中)</p>	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 県災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置・廃止基準</p> <p>(表中)</p>	<p>津波警報の変更</p>						
82	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 938 618 1134">気象予警報等による場合</td> <td data-bbox="618 938 1034 1134"> ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報(津波)若しくは津波警報(大津波)) </td> </tr> </table>	気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報(津波)若しくは津波警報(大津波))	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1066 938 1487 1134">気象予警報等による場合</td> <td data-bbox="1487 938 1904 1134"> ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報) </td> </tr> </table>	気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)	<p>津波警報の変更</p>		
気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報(津波)若しくは津波警報(大津波))								
気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 ((略)・・・愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)								
84	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 組織及び活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告</p> <p>(略)</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 組織及び活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>						

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
	<p>(4) 災害救助法が適用された場合の体制 (略)</p> <p>(5) 勤務時間外における体制の整備 市町村長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。</p> <p>第 2 章 通信の運用 主な機関の措置</p>	<p>(3) 災害救助法が適用された場合の体制 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第 2 章 通信の運用 主な機関の措置</p>							
87	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 512 477 587">第 4 節 郵便業務の応急措置</td> <td data-bbox="477 512 757 587">郵便事業株式会社、郵便局株式会社</td> <td data-bbox="757 512 1032 587">(略)</td> </tr> </table>	第 4 節 郵便業務の応急措置	郵便事業株式会社、郵便局株式会社	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 512 1344 587">第 4 節 郵便業務の応急措置</td> <td data-bbox="1344 512 1624 587">日本郵便株式会社</td> <td data-bbox="1624 512 1904 587">(略)</td> </tr> </table>	第 4 節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社に統合
第 4 節 郵便業務の応急措置	郵便事業株式会社、郵便局株式会社	(略)							
第 4 節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)							
90	<p>第 4 節 郵便業務の応急措置</p> <p>1 郵便事業株式会社の措置</p> <p>(2) 支店の窓口業務の維持 災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。(略)</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p>	<p>第 4 節 郵便業務の応急措置</p> <p>日本郵便株式会社の措置</p> <p>(2) 郵便局の窓口業務の維持 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。(略)</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p>	郵便事業株式会社を統合し、名称変更						
91	<p>2 郵便局株式会社の措置 災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</p>	<p>(削除)</p>							
93	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>第 1 節 気象警報等の伝達</p> <p>1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく警報(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。)を発表・切り替え・</p>	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>第 1 節 気象警報等の伝達</p> <p>1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく警報(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。)を発表・切り替え・</p>	表記の整理						

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由
100	<p>解除した場合は、県・第四管区海上保安本部・NTT マーケティングアクト大阪 104 センタ・国土交通省中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。)を発表・切り替え・解除した場合は、県・第四管区海上保安本部・国土交通省中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に伝達する。</p> <p>7 気象予報警報等の伝達系統</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p> <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、名古屋地方気象台が発表する。</p>	<p>解除した場合は、県・第四管区海上保安本部・NTT マーケティングアクト大阪 104 センタ・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。)を発表・切り替え・解除した場合は、県・第四管区海上保安本部・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に伝達する。</p> <p>7 気象予報警報等の伝達系統</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p> <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、<u>愛知県建設部と名古屋地方気象台が共同して発表する。</u></p>	<p>対策の整理</p>
101	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置</p> <p>(3) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置</p> <p>(3) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p>外国人登録制度の廃止</p>
104	<p>9 被害状況の照会</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター(河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課)へ照会する。</p>	<p>9 被害状況の照会・共有</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター(河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課)へ照会する。</p>	<p>対策の整理</p>
105	<p>第3節 広報</p> <p>3 各機関の措置</p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>オ 携帯電話による情報提供</p>	<p>第3節 広報</p> <p>3 各機関の措置</p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>オ 携帯電話(<u>緊急速報メール機能を含む。</u>)による情報提供</p>	<p>対策の整理</p>

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由																
107	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 町 村</td> <td></td> <td>(略) 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣 要請 地域ボランティア支援本部の設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	市 町 村		(略) 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣 要請 地域ボランティア支援本部の設置		<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 町 村</td> <td></td> <td>(略) 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣 要請 災害ボランティアセンターの設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	市 町 村		(略) 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣 要請 災害ボランティアセンターの設置		表記の整理
機関名	事 前	被害発生中	事 後																
市 町 村		(略) 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣 要請 地域ボランティア支援本部の設置																	
機関名	事 前	被害発生中	事 後																
市 町 村		(略) 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣 要請 災害ボランティアセンターの設置																	
108	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第 1 節 応援協力</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加) 1(4) 市町村に対する応援</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 ボランティアの受入</td> <td>市町村</td> <td>2 地域ボランティア支援本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(3) (略) (追加) 1(4) 市町村に対する応援	第 4 節 ボランティアの受入	市町村	2 地域ボランティア支援本部の設置	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第 1 節 応援協力</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(3) (略) 1(4) 国に対する応援要請 1(5) 市町村に対する応援</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 ボランティアの受入</td> <td>市町村</td> <td>2 災害ボランティアセンターの設置</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(3) (略) 1(4) 国に対する応援要請 1(5) 市町村に対する応援	第 4 節 ボランティアの受入	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置	<p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>				
第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(3) (略) (追加) 1(4) 市町村に対する応援																	
第 4 節 ボランティアの受入	市町村	2 地域ボランティア支援本部の設置																	
第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(3) (略) 1(4) 国に対する応援要請 1(5) 市町村に対する応援																	
第 4 節 ボランティアの受入	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置																	
109	<p>第 1 節 応援協力 1 県(防災局)における措置 (追加)</p> <p>(4) 市町村に対する応援 イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>第 3 節 自衛隊の災害派遣 1 自衛隊における措置</p>	<p>第 1 節 応援協力 1 県(防災局)における措置 (4) 国(内閣総理大臣)に対する応援要請(災害対策基本法第 74 条の 2) 県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定(中部 9 県 1 市)」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。 (5) 市町村に対する応援 イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>第 3 節 自衛隊の災害派遣 1 自衛隊における措置</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>																

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由				
111	<p>(4) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="197 236 1039 395"> <tr> <td data-bbox="197 236 414 395">人員及び物資の緊急輸送</td> <td data-bbox="414 236 1039 395">救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td> </tr> </table>	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	<p>(4) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="1070 236 1912 395"> <tr> <td data-bbox="1070 236 1288 395">人員及び物資の緊急輸送</td> <td data-bbox="1288 236 1912 395">救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td> </tr> </table>	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	誤訂正
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。						
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。						
113	<p>第4節 ボランティアの受入</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 被災市町村は、<u>地域ボランティア支援本部</u>を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>地域ボランティア支援本部</u>に配置された市町村職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市町村災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p>	<p>第4節 ボランティアの受入</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 被災市町村は、<u>災害ボランティアセンター</u>を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>災害ボランティアセンター</u>に配置された市町村職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市町村災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p>	表記の整理				
114	<p>3 コーディネーターの役割</p> <p>(1) 市町村の<u>地域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、<u>地域ボランティア支援本部</u>のボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、<u>財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人</u></p>	<p>3 コーディネーターの役割</p> <p>(1) 市町村の<u>災害ボランティアセンター</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、<u>災害ボランティアセンター</u>のボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、<u>公益財団法人名古屋YMCA、一般財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、</u></p>	表記の整理 公益財団法人化、一般財団法人化、団体の名称変更、協定締結団体の追加				

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由																																															
122	<p>NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会 （図中） 被災市町村災害対策本部 地域ボランティア支援本部 市町村職員</p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 基本方針 医療救護については、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 主な機関の応急活動</p>	<p>社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会 （図中） 被災市町村災害対策本部 災害ボランティアセンター 市町村職員</p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 基本方針 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 主な機関の応急活動</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整備</p>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>保健所等による医療情報収集 (略)</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>(追加) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元医師会・災害拠点病院</td> <td></td> <td>(追加) 臨機応急な医療活動 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td></td> <td>(追加) 医療救護活動の実施</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td></td> <td>(追加) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 (追加)</td> <td>→ →</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		保健所等による医療情報収集 (略)	→	市町村		(追加) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)		地元医師会・災害拠点病院		(追加) 臨機応急な医療活動 (略)		日本赤十字社愛知県支部		(追加) 医療救護活動の実施	→	県医師会		(追加) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 (追加)	→ →	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 (略)</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元医師会・災害拠点病院</td> <td></td> <td>地域災害医療対策会議への参画 臨機応急な医療活動 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td></td> <td>災害医療調整本部への参画 医療救護活動の実施</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td></td> <td>災害医療調整本部への参画 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 JMATの派遣調整</td> <td>→ → →</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の整備</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 (略)	→	市町村		地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)		地元医師会・災害拠点病院		地域災害医療対策会議への参画 臨機応急な医療活動 (略)		日本赤十字社愛知県支部		災害医療調整本部への参画 医療救護活動の実施	→	県医師会		災害医療調整本部への参画 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 JMATの派遣調整	→ → →
機関名	事前	被害発生中	事後																																															
県		保健所等による医療情報収集 (略)	→																																															
市町村		(追加) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)																																																
地元医師会・災害拠点病院		(追加) 臨機応急な医療活動 (略)																																																
日本赤十字社愛知県支部		(追加) 医療救護活動の実施	→																																															
県医師会		(追加) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 (追加)	→ →																																															
機関名	事前	被害発生中	事後																																															
県		災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 (略)	→																																															
市町村		地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)																																																
地元医師会・災害拠点病院		地域災害医療対策会議への参画 臨機応急な医療活動 (略)																																																
日本赤十字社愛知県支部		災害医療調整本部への参画 医療救護活動の実施	→																																															
県医師会		災害医療調整本部への参画 愛知県救急医療センターによる医療情報収集 医療救護活動の実施 JMATの派遣調整	→ → →																																															

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）			改正案			改正理由																												
122 123	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 276 338 395">第 1 節 医療救護</td> <td data-bbox="338 276 510 395">県</td> <td data-bbox="510 276 1032 395">(追加) 1(1)～1(7) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="338 395 510 475">市町村</td> <td data-bbox="510 395 1032 475">(追加) 2(1)、2(2) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="338 475 510 595">地元医師会、災害拠点病院</td> <td data-bbox="510 475 1032 595">(追加) 3(1)、3(2) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="338 595 510 715">日本赤十字社愛知県支部</td> <td data-bbox="510 595 1032 715">(追加) 5 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="338 715 510 898">県医師会</td> <td data-bbox="510 715 1032 898">(追加) 6(1) 医療救護活動の実施 (追加) 6(2) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集</td> </tr> </table>			第 1 節 医療救護	県	(追加) 1(1)～1(7) (略)		市町村	(追加) 2(1)、2(2) (略)		地元医師会、災害拠点病院	(追加) 3(1)、3(2) (略)		日本赤十字社愛知県支部	(追加) 5 医療救護活動の実施		県医師会	(追加) 6(1) 医療救護活動の実施 (追加) 6(2) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 276 1205 395">第 1 節 医療救護</td> <td data-bbox="1205 276 1377 395">県</td> <td data-bbox="1377 276 1906 395">1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2)～1(8) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1205 395 1377 475">市町村</td> <td data-bbox="1377 395 1906 475">2(1) 地域災害医療対策会議への参画 2(2)、2(3) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1205 475 1377 595">地元医師会、災害拠点病院</td> <td data-bbox="1377 475 1906 595">3(1) 地域災害医療対策会議への参画 3(2)、3(3) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1205 595 1377 715">日本赤十字社愛知県支部</td> <td data-bbox="1377 595 1906 715">5(1) 災害医療調整本部への参画 5(2) 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1205 715 1377 898">県医師会</td> <td data-bbox="1377 715 1906 898">6(1) 災害医療調整本部への参画 6(2) 医療救護活動の実施 6(3) 地区医師会との調整 6(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集</td> </tr> </table>	第 1 節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2)～1(8) (略)		市町村	2(1) 地域災害医療対策会議への参画 2(2)、2(3) (略)		地元医師会、災害拠点病院	3(1) 地域災害医療対策会議への参画 3(2)、3(3) (略)		日本赤十字社愛知県支部	5(1) 災害医療調整本部への参画 5(2) 医療救護活動の実施		県医師会	6(1) 災害医療調整本部への参画 6(2) 医療救護活動の実施 6(3) 地区医師会との調整 6(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集	<p>対策の整備</p>
第 1 節 医療救護	県	(追加) 1(1)～1(7) (略)																																	
	市町村	(追加) 2(1)、2(2) (略)																																	
	地元医師会、災害拠点病院	(追加) 3(1)、3(2) (略)																																	
	日本赤十字社愛知県支部	(追加) 5 医療救護活動の実施																																	
	県医師会	(追加) 6(1) 医療救護活動の実施 (追加) 6(2) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集																																	
第 1 節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2)～1(8) (略)																																	
	市町村	2(1) 地域災害医療対策会議への参画 2(2)、2(3) (略)																																	
	地元医師会、災害拠点病院	3(1) 地域災害医療対策会議への参画 3(2)、3(3) (略)																																	
	日本赤十字社愛知県支部	5(1) 災害医療調整本部への参画 5(2) 医療救護活動の実施																																	
	県医師会	6(1) 災害医療調整本部への参画 6(2) 医療救護活動の実施 6(3) 地区医師会との調整 6(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集																																	
123	<p>第 1 節 医療救護</p> <p>1 県(健康福祉部)における措置 (追加)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村に提供する。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(2) 必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求</p>			<p>第 1 節 医療救護</p> <p>1 県(健康福祉部)における措置</p> <p><u>(1) 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、<u>関係機関と共有する。</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(2) <u>市町村は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図ると</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整備</p>																														

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
124	<p>め応急措置を実施する。</p> <p>3 地元医師会、災害拠点病院における措置 (追加)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>5 日本赤十字社愛知県支部における措置 (追加)</p> <p>日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>6 県医師会における措置 (追加)</p> <p>(1) 県医師会は、県又は市町村の要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と県災害対策本部への情報提供に努める。</p>	<p>ともに、必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求め応急措置を実施する。</p> <p>3 地元医師会、災害拠点病院における措置 <u>(1) 地元医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>5 日本赤十字社愛知県支部における措置 <u>(1) 日本赤十字社愛知県支部は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</u></p> <p>(2) 日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>6 県医師会における措置 <u>(1) 県医師会は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</u></p> <p>(2) 県医師会は、県又は市町村の要請に基づき、<u>日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。</u></p> <p><u>(3) 県医師会は、地域災害医療対策会議への地区医師会の参画を調整する。</u></p> <p>(4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と災害医療調整本部への情報提供に努める。</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
126	<p>1 2 医薬品等の適正使用に関する活動 (略) (追加)</p> <p>1 3 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第 7 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p>	<p>1 2 医薬品等の適正使用に関する活動 (略)</p> <p>1 3 医療機関等における活動の支援 <u>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</u></p> <p>1 4 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第 7 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p>	<p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）				改正案				改正理由																	
130	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 236 1032 395"> <tr> <td data-bbox="197 236 353 395">第 4 節 緊急輸送手段の確保</td> <td data-bbox="353 236 510 395">県</td> <td colspan="2" data-bbox="510 236 1032 395">3(1)、3(2)（略） 3(3) 災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく<u>従事命令等による緊急輸送車両等の確保</u></td> </tr> </table>				第 4 節 緊急輸送手段の確保	県	3(1)、3(2)（略） 3(3) 災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく <u>従事命令等による緊急輸送車両等の確保</u>		<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 236 1899 395"> <tr> <td data-bbox="1064 236 1220 395">第 4 節 緊急輸送手段の確保</td> <td data-bbox="1220 236 1377 395">県</td> <td colspan="2" data-bbox="1377 236 1899 395">3(1)、3(2)（略） 3(3) 災害対策基本法や災害救助法の規定に基づく緊急輸送車両等の確保等</td> </tr> </table>				第 4 節 緊急輸送手段の確保	県	3(1)、3(2)（略） 3(3) 災害対策基本法や災害救助法の規定に基づく緊急輸送車両等の確保等		対策の整備									
第 4 節 緊急輸送手段の確保	県	3(1)、3(2)（略） 3(3) 災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく <u>従事命令等による緊急輸送車両等の確保</u>																								
第 4 節 緊急輸送手段の確保	県	3(1)、3(2)（略） 3(3) 災害対策基本法や災害救助法の規定に基づく緊急輸送車両等の確保等																								
137	<p>第 4 節 緊急輸送手段の確保 3 県(防災局、各部局)における措置 (3) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく<u>従事命令等</u>を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 附属資料第 15「災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書」 (追加)</p>				<p>第 4 節 緊急輸送手段の確保 3 県(防災局、各部局)における措置 (3) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 <u>また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請する。</u> 5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 附属資料第 15「災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書」 <u>附属資料第 15「災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定書」</u> <u>附属資料第 15「船舶による輸送等に関する協定書」</u></p>				対策の整備																	
146	<p>第 9 章 避難者対策 基本方針 (追加)</p>				<p>第 9 章 避難者・帰宅困難者対策 基本方針 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p>				表記の整理																	
<p>主な機関の応急活動</p>																										
<table border="1" data-bbox="197 1173 1899 1439"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 1173 315 1204">機関名</th> <th data-bbox="315 1173 562 1204">事前</th> <th data-bbox="562 1173 920 1204">被害発生中</th> <th data-bbox="920 1173 1032 1204">事後</th> <th data-bbox="1064 1173 1182 1204">機関名</th> <th data-bbox="1182 1173 1429 1204">事前</th> <th data-bbox="1429 1173 1787 1204">被害発生中</th> <th data-bbox="1787 1173 1899 1204">事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1204 315 1439">市町村</td> <td data-bbox="315 1204 562 1439">(略) 福祉避難所の設置 (追加)</td> <td data-bbox="562 1204 920 1439"></td> <td data-bbox="920 1204 1032 1439"></td> <td data-bbox="1064 1204 1182 1439">市町村</td> <td data-bbox="1182 1204 1429 1439">(略) 福祉避難所の設置 <u>企業等に対する一斉帰宅の抑制</u></td> <td data-bbox="1429 1204 1787 1439"></td> <td data-bbox="1787 1204 1899 1439"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">→ 徒歩帰宅者に対する情報</p>										機関名	事前	被害発生中	事後	機関名	事前	被害発生中	事後	市町村	(略) 福祉避難所の設置 (追加)			市町村	(略) 福祉避難所の設置 <u>企業等に対する一斉帰宅の抑制</u>			対策の整備
機関名	事前	被害発生中	事後	機関名	事前	被害発生中	事後																			
市町村	(略) 福祉避難所の設置 (追加)			市町村	(略) 福祉避難所の設置 <u>企業等に対する一斉帰宅の抑制</u>																					

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）			改正案			改正理由
			(追加)			提供 <u>徒歩帰宅者の救助・避難所 対策の実施</u>	
	県	(略) 多言語による 情報発信 (追加)	(追加)	県	(略) 多言語による 情報発信 <u>企業等に対す る一斉帰宅の 抑制</u>	徒歩帰宅者に対する情報 提供	
	(追加)		(追加)	事業所 等		<u>安否確認や交通情報等の 収集及び従業員等の一斉 帰宅の抑制</u>	
	主な機関の措置			主な機関の措置			
146	第1節 避難の勧 告・指示	市町村	1(1)～1(3) (略) (追加)	第1節 避難の勧 告・指示	市町村	1(1)～1(3) (略) 1(4) 広域一時滞在に係る協議	対策の整備
		県(知事又 は知事の 命を受け た職員)	3(1)～3(6) (略) (追加)		県(知事又 は知事の命 を受けた職 員)	3(1)～3(6) (略) 3(7) 広域一時滞在に係る協議等	
147	(追加)	(追加)	(追加)	第4節 帰宅困難 者対策	県、市町村	1(1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 1(2)(3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所対策の実施(市町村)	対策の整備
		(追加)	(追加)		事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員 等の一斉帰宅の抑制	
	第1節 避難の勧告・指示 1 市町村における措置 (追加)			第1節 避難の勧告・指示 1 市町村における措置 (4) 広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越え			対策の整備

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
148	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 （追加）</p>	<p><u>ての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 <u>(7) 広域一時滞在に係る協議等</u> 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。</p>	<p>対策の整備</p>
149	<p>9 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>	<p>9 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（<u>緊急報メール機能を含む。</u>）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>	<p>対策の整理</p>
151	<p>第2節 避難所の開設 4 避難所の運営 （追加）</p>	<p>第2節 避難所の開設 4 避難所の運営 <u>(14) 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
152	<p>（追加）</p>	<p><u>附属資料第 15「災害時における被災者支援に関する協定書（愛知県理容生活衛生同業組合、愛知県美容業生活衛生同業組合、愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合、愛知県クリーニング生活衛生同業組合）」</u></p> <p>第4節 帰宅困難者対策 1 県(防災局)及び市町村における措置 <u>(1) 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅するこ</u></p>	<p>対策の整備</p>

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給		<p><u>とが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p><u>(3) 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</u></p> <p><u>(4) 市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</u></p> <p><u>2 事業所等における措置</u></p> <p><u>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</u></p> <p><u>3 支援体制の構築</u></p> <p><u>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u></p> <p><u>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p> <p><u>附属資料第 6「愛知県基幹的徒歩帰宅支援ルートマップ」</u></p> <p><u>附属資料第 15「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」</u></p> <p><u>附属資料第 15「災害時における徒歩帰宅者支援に関する確認書（県対日本郵政公社東海支社）」</u></p> <p><u>附属資料第 15「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書（県対コンビニ等）」</u></p> <p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由																
155	<p>第 2 節 食品の供給</p> <p>4 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。</p> <p>5 米穀の原料調達</p> <p>(2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。</p>	<p>第 2 節 食品の供給</p> <p>4 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 <u>また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。</u></p> <p>5 米穀の原料調達</p> <p>(2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p>	<p>対策の整理</p> <p>要領の修正・更新</p>																
156	<p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図（図中）</p> <p>政府米の受託事業体</p>	<p>炊き出し用として米穀を確保する手順図（図中）</p> <p>政府米（玄米）の受託事業体</p>	<p>表記の整理</p>																
157	<p>第 3 節 生活必需物資の供給</p> <p>2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置</p> <p>附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（大手スーパー）」</p> <p>(追加)</p>	<p>第 3 節 生活必需物資の供給</p> <p>2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置</p> <p>附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（大手スーパー）」</p> <p><u>附属資料第 15「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書」</u></p>	<p>対策の整備</p>																
158	<p>第 1 1 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>基本方針</p> <p><u>市町村及び県は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。</u></p> <p><u>市町村及び県は、被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</u></p> <p><u>(放射性物質及び原子力災害については、「第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)</u></p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td>環境汚染事故の把握 → 関係機関への情報の提供及び事業者への</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県			環境汚染事故の把握 → 関係機関への情報の提供及び事業者への	<p>第 1 1 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>基本方針</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td>環境汚染事故の把握 → 関係機関への情報の提供及び事業者への</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県			環境汚染事故の把握 → 関係機関への情報の提供及び事業者への	<p>誤訂正</p> <p>誤訂正</p> <p>表記の整理</p> <p>誤訂正</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																
県			環境汚染事故の把握 → 関係機関への情報の提供及び事業者への																
機関名	事前	被害発生中	事後																
県			環境汚染事故の把握 → 関係機関への情報の提供及び事業者への																

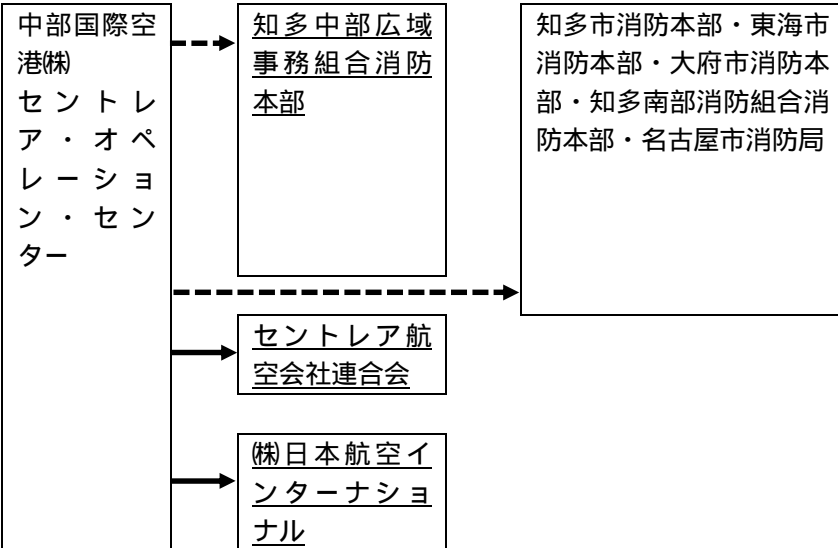
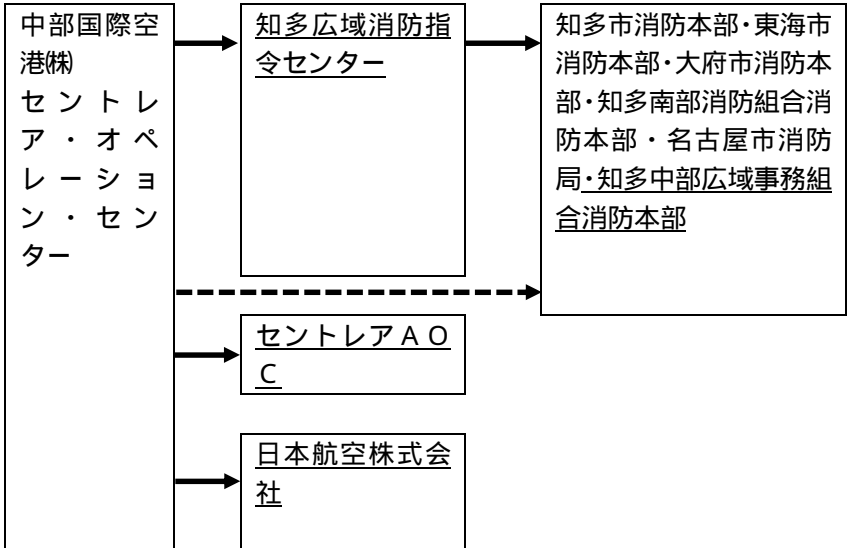

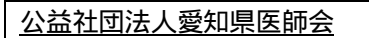
頁	現行（平成24年6月修正）				改正案				改正理由
				指導 → 環境調査 → 人員・資機材等の応援依頼 連絡調整及び支援・協力 →				指導 → 環境調査 → 人員・資機材等の応援依頼 → 連絡調整及び支援・協力 →	
161	第12章 遺体の取扱い 主な機関の応急活動				第12章 遺体の取扱い 主な機関の応急活動				対策の整理
	機関名	事前	被害発生中	事後	機関名	事前	被害発生中	事後	
	県			他市町村への応援指示 (追加)	県			他市町村への応援指示 <u>県警と連携し、県医師会に検案を依頼</u>	対策の整理
	市町村			遺体の捜索・収容 → <u>医師への医学的検査の依頼</u> 遺体の処理及び一時保存 → 遺体の埋火葬 → 他市町村又は県への応援要求	市町村			遺体の捜索・収容 → (削除) 遺体の処理及び一時保存 → 遺体の埋火葬 → 他市町村又は県への応援要求	
	主な機関の措置				主な機関の措置				対策の整理
	第2節 遺体の処理	市町村		(略)	第2節 遺体の処理	市町村		(略)	
		県		2(1)、2(2) (略) (追加)		県		2(1)、2(2) (略) <u>2(3) 検案の依頼</u>	
		県警察、第四管区 海上保安本部		(略)		県警察、第四管区 海上保安本部		(略)	
162	第2節 遺体の処理 1 市町村における措置 (2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、 <u>医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。</u>				第2節 遺体の処理 1 市町村における措置 (2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、 <u>医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。</u>				対策の整理
163	2 県（防災局）における措置 (追加)				2 県（防災局、 <u>健康福祉部</u> ）における措置 (3) <u>検案の依頼</u> <u>県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。</u>				

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由								
164	<p>3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 (1) 遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市町村及び医療救護班と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。</p> <p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>2 県（防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>(2) 応援指示 県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 （追加）</p> <p>第13章 交通施設の応急対策 主な機関の措置</p>	<p>3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 (1) 遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市町村及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。</p> <p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>2 県（防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>(2) 応援指示 県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。 <u>附属資料第15「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書」</u> <u>附属資料第15「災害時における遺体搬送の協力に関する協定書」</u></p> <p>第13章 交通施設の応急対策 主な機関の措置</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整備</p>								
166	<table border="1" data-bbox="197 820 1032 898"> <tr> <td data-bbox="197 820 405 898">第3節 空港施設対策</td> <td data-bbox="405 820 613 898">愛知県名古屋 飛行場</td> <td data-bbox="613 820 822 898">愛知県名古屋 空港事務所</td> <td data-bbox="822 820 1032 898">(略)</td> </tr> </table>	第3節 空港施設対策	愛知県名古屋 飛行場	愛知県名古屋 空港事務所	(略)	<table border="1" data-bbox="1064 820 1899 898"> <tr> <td data-bbox="1064 820 1272 898">第3節 空港施設対策</td> <td data-bbox="1272 820 1480 898">愛知県名古屋 飛行場</td> <td data-bbox="1480 820 1688 898">県(名古屋空港 事務所)</td> <td data-bbox="1688 820 1899 898">(略)</td> </tr> </table>	第3節 空港施設対策	愛知県名古屋 飛行場	県(名古屋空港 事務所)	(略)	<p>表記の整理</p>
第3節 空港施設対策	愛知県名古屋 飛行場	愛知県名古屋 空港事務所	(略)								
第3節 空港施設対策	愛知県名古屋 飛行場	県(名古屋空港 事務所)	(略)								
167	<p>第3節 空港施設対策 (愛知県名古屋飛行場)</p> <p>3 愛知県名古屋空港事務所における措置 愛知県名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</p> <p>第14章 ライフライン施設の応急対策 主な機関の措置</p>	<p>第3節 空港施設対策 (愛知県名古屋飛行場)</p> <p>3 県(名古屋空港事務所)における措置 名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</p> <p>第14章 ライフライン施設の応急対策 主な機関の措置</p>	<p>表記の整理</p>								
170	<table border="1" data-bbox="197 1326 1032 1439"> <tr> <td data-bbox="197 1326 405 1439">第2節 ガス施設対策</td> <td data-bbox="405 1326 822 1439">東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、<u>社団法人愛知</u></td> <td data-bbox="822 1326 1032 1439">(略)</td> </tr> </table>	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、 <u>社団法人愛知</u>	(略)	<table border="1" data-bbox="1064 1326 1899 1439"> <tr> <td data-bbox="1064 1326 1272 1439">第2節 ガス施設対策</td> <td data-bbox="1272 1326 1688 1439">東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、<u>一般社団法人</u></td> <td data-bbox="1688 1326 1899 1439">(略)</td> </tr> </table>	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、 <u>一般社団法人</u>	(略)	<p>一般社団法人化</p>		
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、 <u>社団法人愛知</u>	(略)									
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、 <u>一般社団法人</u>	(略)									

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由												
172	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>県エルピーガス協会</td> <td></td> </tr> </table> <p>第2節 ガス施設対策</p> <p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 災害が発生した場合、速やかに社団法人愛知県エルピーガス協会内に災害対策本部を設置する。 (略)</p> <p>(4) 応援の要請 被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。 必要に応じ、社団法人エルピーガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p>		県エルピーガス協会		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>愛知県LPガス協会</td> <td></td> </tr> </table> <p>第2節 ガス施設対策</p> <p>2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。 (略)</p> <p>(4) 応援の要請 被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。 必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p>		愛知県LPガス協会		一般社団法人化						
	県エルピーガス協会														
	愛知県LPガス協会														
182	<p>第15章 海上災害対策</p> <p>11 応援協力関係</p> <p>(6) 救助・救急活動、遺体の処理及び港湾施設の応急工事等の応援協力関係については、第5章「救出・救助対策」、第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」、第12章「遺体の取扱い」、第14章「交通施設の応急対策」により実施する。</p>	<p>第15章 海上災害対策</p> <p>11 応援協力関係</p> <p>(6) 救助・救急活動、遺体の処理及び港湾施設の応急工事等の応援協力関係については、第5章「救出・救助対策」、第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」、第12章「遺体の取扱い」、第13章「交通施設の応急対策」により実施する。</p>	誤訂正												
183	<p>第16章 航空災害対策</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>中部国際空港株式会社、 愛知県名古屋空港事務所</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	中部国際空港株式会社、 愛知県名古屋空港事務所	(略)		<p>第16章 航空災害対策</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>中部国際空港株式会社、 県(名古屋空港事務所)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	中部国際空港株式会社、 県(名古屋空港事務所)	(略)		表記の整理						
中部国際空港株式会社、 愛知県名古屋空港事務所	(略)														
中部国際空港株式会社、 県(名古屋空港事務所)	(略)														
184	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第2節 愛知県名古屋飛行場</td> <td>愛知県名古屋空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空自衛隊</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第2節 愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋空港事務所	(略)		航空自衛隊	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第2節 愛知県名古屋飛行場</td> <td>県(名古屋空港事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空自衛隊</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第2節 愛知県名古屋飛行場	県(名古屋空港事務所)	(略)		航空自衛隊	(略)	表記の整理
第2節 愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋空港事務所	(略)													
	航空自衛隊	(略)													
第2節 愛知県名古屋飛行場	県(名古屋空港事務所)	(略)													
	航空自衛隊	(略)													

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由
187	<p>第1節 中部国際空港 3 情報の伝達系統(中部国際空港) (1) 空港内で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>  <p>伝達手段 ——— 直通電話及び加入電話 副次ルート - - - - 愛知県防災行政無線</p>	<p>第1節 中部国際空港 3 情報の伝達系統(中部国際空港) (1) 空港内で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>  <p>伝達手段 ——— 直通電話及び加入電話 副次ルート - - - - 愛知県防災行政無線</p>	<p>知多広域消防指令センター発足</p> <p>組織の名称変更</p> <p>組織の名称変更</p>
188	<p>(2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合 上記(1)と同じ(記載省略)</p>	<p>(2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合 上記(1)と同じ(記載省略)</p>	
189	<p>第2節 愛知県名古屋飛行場 1 愛知県名古屋空港事務所における措置 (略)</p>	<p>第2節 愛知県名古屋飛行場 1 県(名古屋空港事務所)における措置 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
190	<p>3 情報の伝達系統(愛知県名古屋飛行場) (1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>  <p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>	<p>3 情報の伝達系統(愛知県名古屋飛行場) (1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>  <p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>	<p>公益社団法人化</p>

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行(平成24年6月修正)	改正案	改正理由																																							
	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">社団法人愛知県医師会</td> </tr> </table>	社団法人愛知県医師会			<table border="1"> <tr> <td colspan="3">公益社団法人愛知県医師会</td> </tr> </table>	公益社団法人愛知県医師会																																				
社団法人愛知県医師会																																										
公益社団法人愛知県医師会																																										
201	<p>第18章 道路災害対策 基本方針 (略) なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第20章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。</p>	<p>第18章 道路災害対策 基本方針 (略) なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。</p>	第19章の削除																																							
206	<p>第19章 放射性物質及び原子力災害応急対策 (略)</p>	(第19章すべて削除)	原子力災害対策計画策定																																							
216	<p>第20章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 (略)</p>	<p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 (略)</p>	第19章の削除																																							
221	<p>第21章 高圧ガス災害対策 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第1節 高圧ガス施設</td> <td>高圧ガス施設等の所有者、占有者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>2 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>5 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 高圧ガス積載車両</td> <td>高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部、市町村(追加)</td> <td>それぞれ第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置(追加)</td> </tr> </table>	第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	(略)		県警察	2 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置		県	(略)		中部近畿産業保安監督部	(略)		市町村	5 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置	第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部、市町村(追加)	それぞれ第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置(追加)	<p>第20章 高圧ガス災害対策 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第1節 高圧ガス施設</td> <td>高圧ガス施設等の所有者、占有者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>5 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 高圧ガス積載車両</td> <td>高圧ガス輸送業者、県警察、県、市町村</td> <td>1 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>2 経済産業大臣が県の措置に準じた命令</td> </tr> </table>	第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	(略)		県警察	2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置		県	(略)		中部近畿産業保安監督部	(略)		市町村	5 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置	第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、市町村	1 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置		中部近畿産業保安監督部	2 経済産業大臣が県の措置に準じた命令	第19章の削除
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	(略)																																								
	県警察	2 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
	県	(略)																																								
	中部近畿産業保安監督部	(略)																																								
	市町村	5 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部、市町村(追加)	それぞれ第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置(追加)																																								
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	(略)																																								
	県警察	2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
	県	(略)																																								
	中部近畿産業保安監督部	(略)																																								
	市町村	5 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、市町村	1 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
	中部近畿産業保安監督部	2 経済産業大臣が県の措置に準じた命令																																								
222	<table border="1"> <tr> <td>第1節 高圧ガス施設</td> <td>高圧ガス施設等の所有者、占有者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>2 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>5 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 高圧ガス積載車両</td> <td>高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部、市町村(追加)</td> <td>それぞれ第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置(追加)</td> </tr> </table>	第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	(略)		県警察	2 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置		県	(略)		中部近畿産業保安監督部	(略)		市町村	5 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置	第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部、市町村(追加)	それぞれ第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置(追加)	<table border="1"> <tr> <td>第1節 高圧ガス施設</td> <td>高圧ガス施設等の所有者、占有者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>5 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 高圧ガス積載車両</td> <td>高圧ガス輸送業者、県警察、県、市町村</td> <td>1 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>2 経済産業大臣が県の措置に準じた命令</td> </tr> </table>	第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	(略)		県警察	2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置		県	(略)		中部近畿産業保安監督部	(略)		市町村	5 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置	第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、市町村	1 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置		中部近畿産業保安監督部	2 経済産業大臣が県の措置に準じた命令	第19章の削除、表記の整理
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	(略)																																								
	県警察	2 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
	県	(略)																																								
	中部近畿産業保安監督部	(略)																																								
	市町村	5 第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部、市町村(追加)	それぞれ第20章第1節「危険物等施設」に準じた措置(追加)																																								
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	(略)																																								
	県警察	2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
	県	(略)																																								
	中部近畿産業保安監督部	(略)																																								
	市町村	5 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、市町村	1 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置																																								
	中部近畿産業保安監督部	2 経済産業大臣が県の措置に準じた命令																																								

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）			改正案			改正理由
						等を発するよう措置	
222	<p>第 3 節 高圧ガス積載船舶</p>	<p>高圧ガス輸送業者</p>	<p>1 第 20 章第 1 節「危険物等施設」に準じた措置及び第四管区海上保安本部への通報</p>	<p>第 3 節 高圧ガス積載船舶</p>	<p>高圧ガス輸送業者</p>	<p>1 第 19 章第 1 節「危険物等施設」に準じた措置及び第四管区海上保安本部への通報</p>	<p>第 19 章の削除</p>
223	<p>第 1 節 高圧ガス施設</p> <p>2 県警察における措置 第 20 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>3 県（防災局）における措置 (3) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等 第 20 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>5 市町村における措置 第 20 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。</p>	<p>第四管区海上保安本部</p>	<p>2 第 20 章第 3 節「危険物等積載船舶」に準じた措置</p>	<p>第 1 節 高圧ガス施設</p> <p>2 県警察における措置 第 19 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>3 県（防災局）における措置 (3) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等 第 19 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>5 市町村における措置 第 19 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。</p>	<p>第四管区海上保安本部</p>	<p>2 第 19 章第 3 節「危険物等積載船舶」に準じた措置</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第 2 節 高圧ガス積載車両</p> <p>高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災局）、<u>中部近畿産業保安監督部</u>及び市町村における措置</p> <p>高圧ガス輸送業者、県警察、<u>県</u>、<u>中部近畿産業保安監督部</u>及び市町村は、それぞれ第 20 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>(追加)</p>			<p>第 2 節 高圧ガス積載車両</p> <p>1 高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>高圧ガス輸送業者、県警察、県及び市町村は、それぞれ第 19 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>2 <u>中部近畿産業保安監督部における措置</u> <u>経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。</u></p>			<p>第 19 章の削除</p>
	<p>第 3 節 高圧ガス積載船舶</p> <p>1 高圧ガス輸送業者の措置 第 20 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずると</p>			<p>第 3 節 高圧ガス積載船舶</p> <p>1 高圧ガス輸送業者の措置 第 19 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずると</p>			

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
224	<p>ともに、第四管区海上保安本部（118）へ災害発生について直ちに通報する。</p> <p>2 第四管区海上保安本部の措置 第 20 章第 3 節「危険物等積載船舶」の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>第 2 2 章 火薬類災害対策 主な機関の措置</p>	<p>ともに、第四管区海上保安本部（118）へ災害発生について直ちに通報する。</p> <p>2 第四管区海上保安本部の措置 第 19 章第 3 節「危険物等積載船舶」の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>第 2 1 章 火薬類災害対策 主な機関の措置</p>	第 1 9 章の削除						
225	<table border="1" data-bbox="197 470 1032 587"> <tr> <td data-bbox="197 470 477 587">第 3 節 火薬類積載船舶</td> <td data-bbox="477 470 757 587">県警察、県、<u>中部近畿産業保安監督部</u>、市町村</td> <td data-bbox="757 470 1032 587">(略)</td> </tr> </table>	第 3 節 火薬類積載船舶	県警察、県、 <u>中部近畿産業保安監督部</u> 、市町村	(略)	<table border="1" data-bbox="1064 470 1906 587"> <tr> <td data-bbox="1064 470 1344 587">第 3 節 火薬類積載船舶</td> <td data-bbox="1344 470 1624 587">県警察、県、市町村</td> <td data-bbox="1624 470 1906 587">(略)</td> </tr> </table>	第 3 節 火薬類積載船舶	県警察、県、市町村	(略)	表記の整理
第 3 節 火薬類積載船舶	県警察、県、 <u>中部近畿産業保安監督部</u> 、市町村	(略)							
第 3 節 火薬類積載船舶	県警察、県、市町村	(略)							
228	<p>第 3 節 火薬類積載船舶</p> <p>4 県警察、県（防災局）、<u>中部近畿産業保安監督部</u>及び市町村における措置 (略)</p>	<p>第 3 節 火薬類積載船舶</p> <p>4 県警察、県（防災局）及び市町村における措置 (略)</p>	表記の整理						
229	<p>第 2 3 章 大規模な火事災害対策 基本方針 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。 なお、第 20 章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第 21 章「高圧ガス災害対策」及び第 22 章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。</p> <p>大規模な火事災害対策</p>	<p>第 2 2 章 大規模な火事災害対策 基本方針 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。 なお、第 19 章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第 20 章「高圧ガス災害対策」及び第 21 章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。</p> <p>大規模な火事災害対策</p>	第 1 9 章の削除						
230	<p>1 地元市町村における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第 9 章「避難者対策」の定めにより実施する。</p>	<p>1 地元市町村における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第 9 章「避難者・<u>帰宅困難者対策</u>」の定めにより実施する。</p>	表記の整理						
233	<p>第 2 4 章 林野火災対策 林野火災対策</p>	<p>第 2 3 章 林野火災対策 林野火災対策</p>	第 1 9 章の削除						

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由
235	1 地元市町村における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「避難者対策」の定めにより実施する。	1 地元市町村における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「 <u>避難者・帰宅困難者対策</u> 」の定めにより実施する。	表記の整理
238	第25章 地下街等における都市ガス災害対策 (略)	第24章 地下街等における都市ガス災害対策 (略)	第19章の削除
243	第26章 住宅対策 (略)	第25章 住宅対策 (略)	第19章の削除
249	第27章 文教災害対策 (略)	第26章 文教災害対策 (略)	第19章の削除
254	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 第1節 義援金その他資金等による支援 1 県(出納事務局、健康福祉部)における措置 (1) 義援金の受付、配分 各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 第1節 義援金その他資金等による支援 1 県(会計局、健康福祉部)における措置 (1) 義援金の受付、配分 各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、 <u>県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等</u> で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。	組織内名称変更 表記の整理
256	第2節 金融対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置 (2) 金融機関等に対する要請 ウ 火災共済協同組合への措置 (追加)	第2節 金融対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置 (2) 金融機関等に対する要請 ウ 火災共済協同組合への措置 (ア) <u>共済金等の支払いに係る便宜措置</u> <u>共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。</u>	対策の整理

風水害・原子力等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
257 258	<p>(ア) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置 <u>組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、り災証明書等の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等の利便を図る。</u> <u>共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</u></p> <p>(イ) 業務停止等における対応に関する措置 <u>組合において、共済事業に関する業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</u></p> <p>第 3 節 住宅等対策 1 県（建設部）における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 <u>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。（第 3 編第 26 章「住宅対策」参照）</u></p> <p>3 住宅金融支援機構東海支店における措置 <u>（略）・・・また、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</u></p>	<p>(イ) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予に関する措置 （削除）</p> <p>共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置 <u>火災共済協同組合において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</u></p> <p>第 3 節 住宅等対策 1 県（建設部）における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 <u>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。（第 3 編第 25 章「住宅対策」参照）</u></p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 <u>（略）・・・また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</u></p>	<p>第 19 章削除</p> <p>表記の整理</p>